

10月施行の柔軟な働き方に注目！4月施行もおさらい！

育児・介護休業法が改正されました！（令和7年4月から段階的に施行）

育児や介護と仕事の両立を支える制度が改正され、令和7年4月から「子の看護等休暇」や「残業免除」の対象が拡大されました。

令和7年10月からは、3歳以上の子どもを育てる方に向けた柔軟な働き方の選択肢が企業に義務化されます。

10月施行のポイントを中心に、4月の変更点もまとめました。ご自身やご家族に関係する内容があるかどうか、チェックしてみてください！

令和7年10月施行① 柔軟な働き方を実現するための措置等

令和7年10月施行② 仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮

👤 3歳から小学校就学前までの子を持つ労働者

1 事業主は5つの中から2つ以上選択し、労働者に提示

🕒 始業時刻等の変更

🏠 テレワーク等(10日以上/月)

👤 保育施設の設置運営等

📅 養育両立支援休暇の付与(10日以上/年)

✂️ 短時間勤務制度

フルタイム

2 労働者は①で選択された措置から1つを選択

👤 子が3歳になる前に制度の個別周知・意向確認を実施

👤 (1)妊娠出産申出時と(2)子が3歳になる前の個別意向聴取・配慮

👤 改正後の個別周知・意向確認等の流れ



令和7年4月施行 重要な改正ポイントを簡単にまとめました！

- ✓ 子の看護等休暇の見直し
(対象となる子：就学前→小学3年生まで、取得事由の拡大)
- ✓ 残業免除の対象が拡大（3歳未満→小学校就学前）
- ✓ 育児休業取得状況の公表義務適用拡大（従業員数1,000人超企業→300人超企業）
- ✓ 育児・介護のためのテレワーク導入（努力義務）
- ✓ 介護離職防止のための、雇用環境整備が事業主の義務に



今回の育児・介護休業法改正の改正は、「休む」だけでなく「働き続ける」ことを支える制度づくりが目的です。知っていると、いざという時に役立つかもしれません！詳しくは、厚生労働省のHPをご確認ください。



厚生労働省HP

PICK UP

さんかくフェスタ2025

を開催します！

今年度から「ジェンダー平等推進センター」にセンター名を変更し、多文化共生や国際交流を担当する「多様性社会共創課」の一員となったことで、フェスタもパワーアップ！より多彩で幅広い内容になっています。

楽しみながらジェンダー平等について学び、多様な価値観にふれるチャンスです！ぜひご参加ください♪

11/16

(日)

10:00~14:00

豊田産業文化センター

📺 各種セミナー

📄 スタンプラリー

🎤 ステージ

🍴 グルメコーナー

👥 ワークショップ

🖼️ 展示



アフターイベント！さんかく講演会

フィンランドの心地よい暮らし
～北欧から学ぶジェンダー平等～



世界幸福度8年連続1位、SDGs達成度世界1位のフィンランド。性別や立場を問わず、全ての人が平等に、そして幸福に暮らすことを可能にする驚くべき仕組みとは？「女性活躍」や「働き方改革」に関心のある方はもちろん、より良い社会のあり方や生き方を考えるヒントが詰まっています。

日時 11月16日(日) 14:00~15:30

場所 豊田産業文化センター 小ホール

参加費 無料

定員 先着200人

申込み 10月5日(日)10:00からキラッ☆とよたHPまたは電話(0565)31-7780



講師 堀内 都喜子さん

長野県出身。大学卒業後、日本語教師などを経てフィンランドのユヴァスキュラ大学大学院に留学。帰国後は2013年よりフィンランド大使館広報部に勤務。著書『フィンランド人はなぜ午後4時に仕事が終わるのか』など